

一般社団法人アクアポニックス推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人アクアポニックス推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本におけるアクアポニックスの事業者の育成及び啓蒙普及、技術研究開発に取り組み、日本のアクアポニックス事業の発展を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アクアポニックス生産技術の研究、人材育成事業
- (2) アクアポニックスについての広報・普及・啓蒙活動
- (3) アクアポニックス商品の認証
- (4) アクアポニックス食品開発、製造加工及び販売
- (5) アクアポニックス食品の売買
- (6) 管轄官庁及び行政との連携

- (7) アクアポニックスによる加工原料流通円滑化のための事業
- (8) アクアポニックス経営、運営、資源・エネルギー循環促進のコンサルティング、及び支援
- (9) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する法人その他の者で理事会の承認を得た者
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 入会は理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、返還しないものとする。
- 4 事業年度の途中で入会した会員の会費については、入会月から事業年度末までの期間が6ヶ月未満の場合は、当該年度に限り年会費は半額とする。

(任意退会)

第9条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 この法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散もしくは破産したとき。

- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の過半数の同意があったとき。

(社員名簿)

第12条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 総会は全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上13名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引については、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

（構成）

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第46条 理事会は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の決議を経て、委員会及び部会を置くことができる。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 この法人は事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は代表理事が統括する。
- 3 事務局の重要な職員は、理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 この法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事兼設立時代表理事 濱田健吾

設立時理事 南埜幸信

設立時理事 石川元

設立時理事 遠藤雅人

設立時理事 山田智

設立時理事 飯沼正樹

設立時理事 百津正樹

設立時監事 齊藤弘篤

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 神奈川県横浜市中区相生町三丁目6 1 泰生ビル2F

設立時社員 株式会社アクポニ

住 所 千葉県富里市日吉台五丁目4 3 番地1 0 9

設立時社員 一般社団法人ジャパン・オーガニック・コンソーシアム

住 所 千葉縣市原市ちはら台東5 丁目1 1 番地6

設立時社員 石川 元

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アクアポニックス推進協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 年 月 日

設立時社員 株式会社アクポニ

代表取締役 濱田 健吾

設立時社員 一般社団法人ジャパン・オーガニック・コンソーシアム

代表理事 南埜 幸信

設立時社員 石川 元